

令和8年度大田区地域協議会

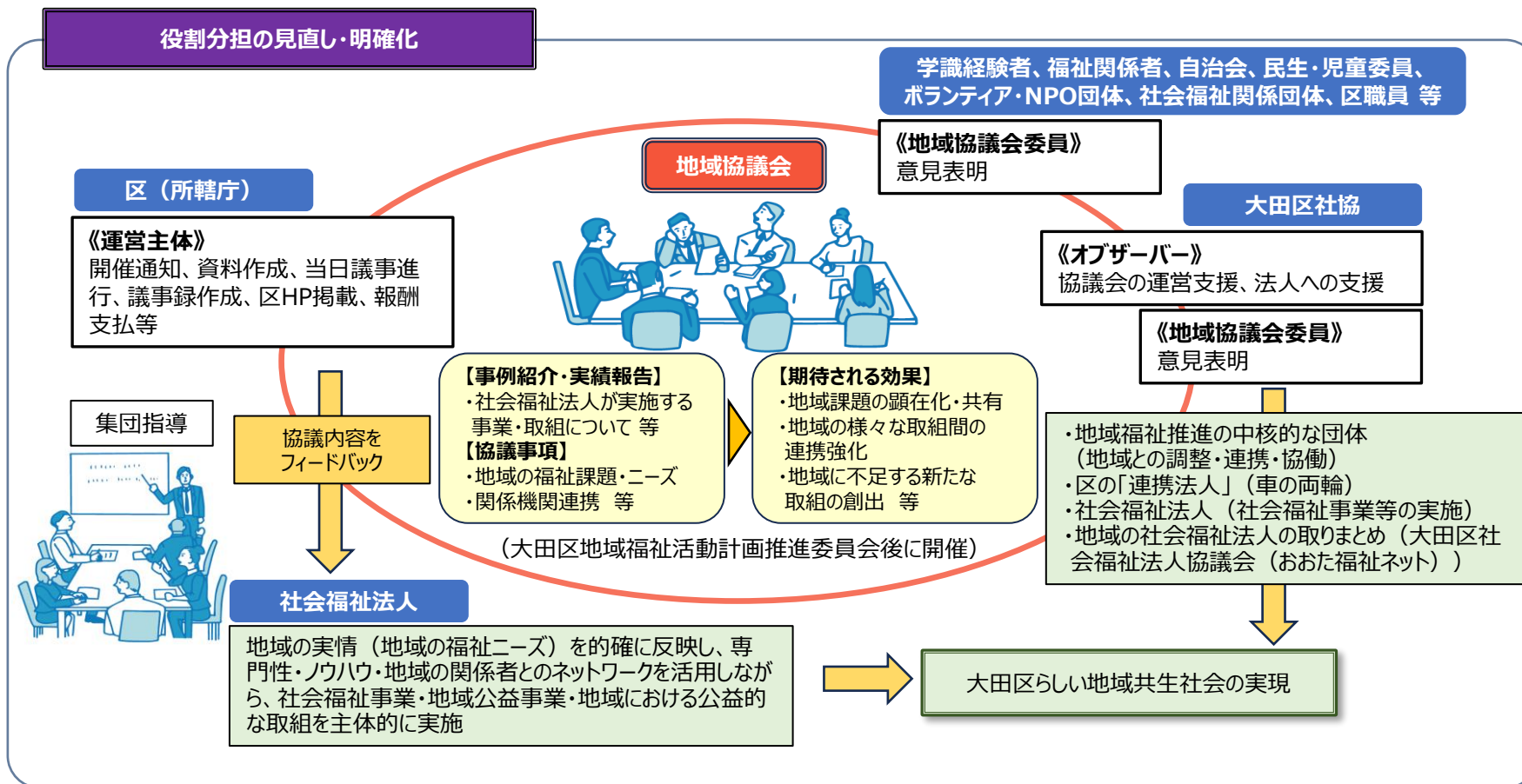
地域協議会について

令和8年5月18日(月)

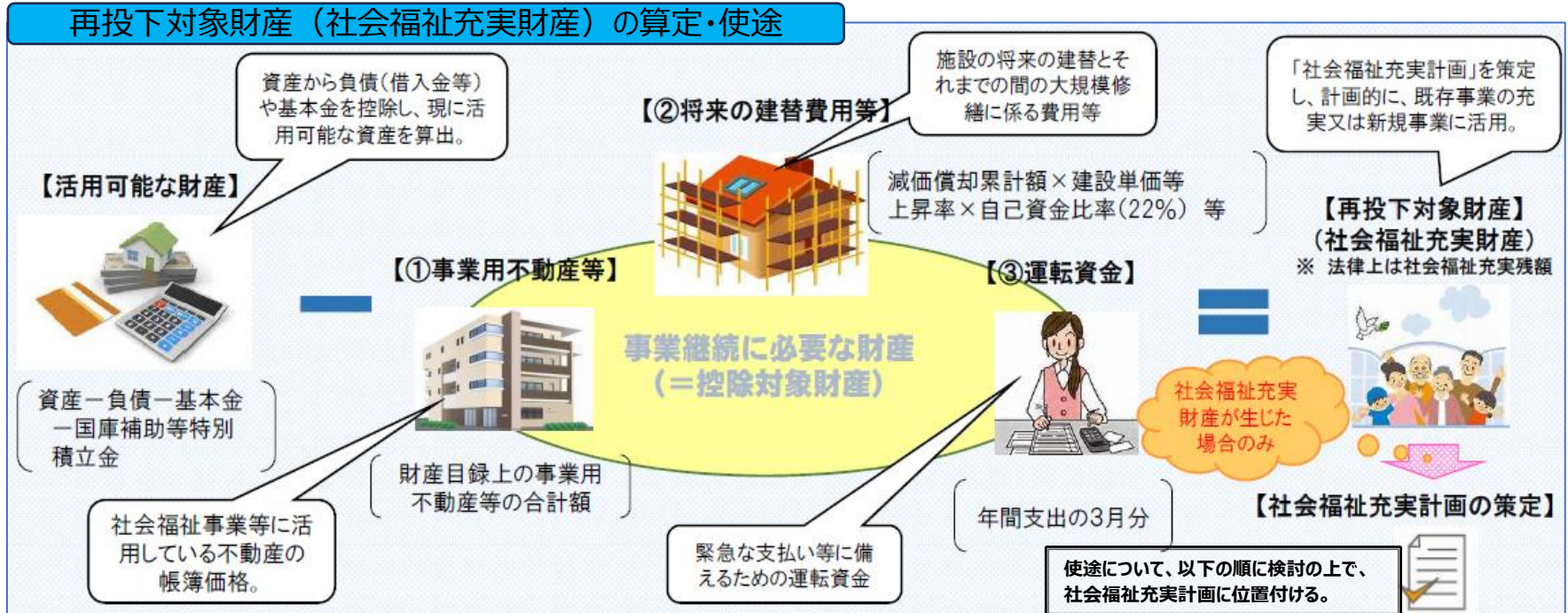
大田区福祉部福祉管理課

大田区地域協議会

		令和7年度まで	令和8年度以降
役割	区（所轄庁）	オブザーバー	運営主体
	大田区社協	運営主体	・地域協議会委員 ・オブザーバー
委員構成		・大田区地域福祉活動計画推進委員会委員 ・大田区が推薦する者、会長が特に必要と認める者	・大田区地域福祉活動計画推進委員会委員 ・大田区社協職員 ・区長が必要と認める者
根拠規程		【大田区社協】地域協議会に関する規程、同要綱	【区】大田区地域協議会設置要綱（新規制定）



地域協議会の目的 1



- 第1順位：社会福祉事業**
 - ・職員処遇の改善
 - ・新たな人材の雇入れ
 - ・既存建物の建替 等
 - 第2順位：地域公益事業**
 - ・単身高齢者の見守り
 - ・制度の狭間に対応する包括的な支援
 - ・移動支援 等

支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービス
 - 第3順位：公益事業**
 - ・介護人材の養成事業
 - ・ケアマネジメント事業
 - ・配食事業 等

地域公益事業以外の公益事業
- 出典：厚生労働省ホームページ「社会福祉法人制度」（一部編集）

【地域協議会の目的 1】（大田区地域協議会設置要綱第 2 条第 1 項）

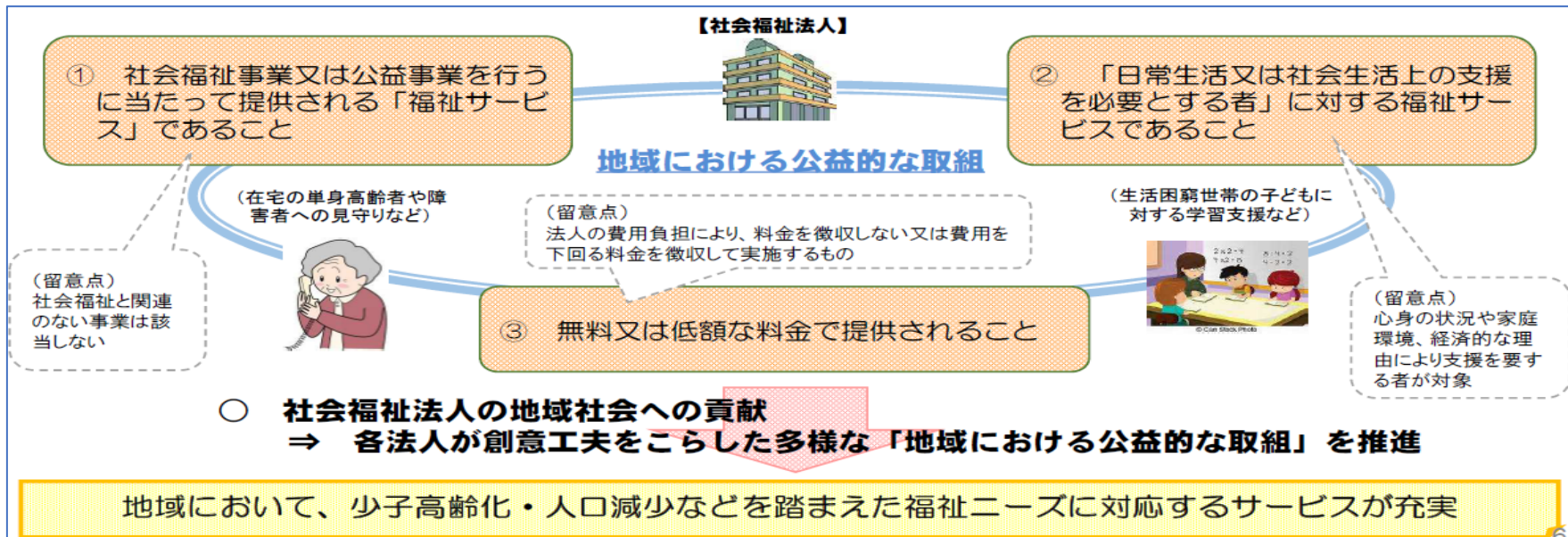
協議会は、（社会福祉法人が）地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- ①地域の福祉課題に関すること。
- ②地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- ③社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業の意見に関すること。
- ④関係機関との連携に関すること。

地域協議会の目的2

「地域における公益的な取組」を実施する責務

平成28年改正社会福祉法（第24条第2項）において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。



出典：厚生労働省ホームページ「社会福祉法人制度」（一部編集）

【地域協議会の目的2】（大田区地域協議会設置要綱第2条第2項）

協議会は、（社会福祉法人が）地域公益事業を行う社会福祉充実計画の策定がない場合にあって、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- ① 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- ② 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- ③ 地域の関係者の連携の在り方に関すること。
- ④ 「地域における公益的な取組」の取組内容及び推進方策に関すること。
- ⑤ その他地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用である。

（厚生労働省事務連絡）

⇒新たに社会福祉充実計画を策定する法人がないため、令和8年度の地域協議会は、本事項について意見聴取する。

大田区長所轄法人における「地域における公益的な取組」の実施状況

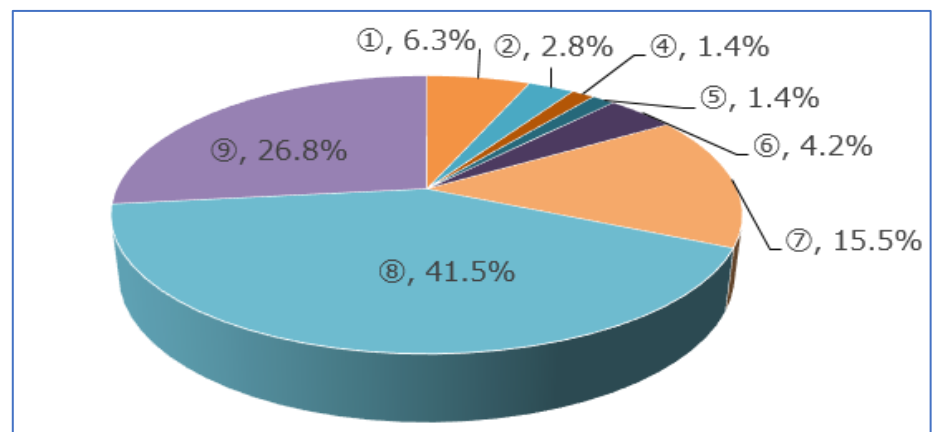
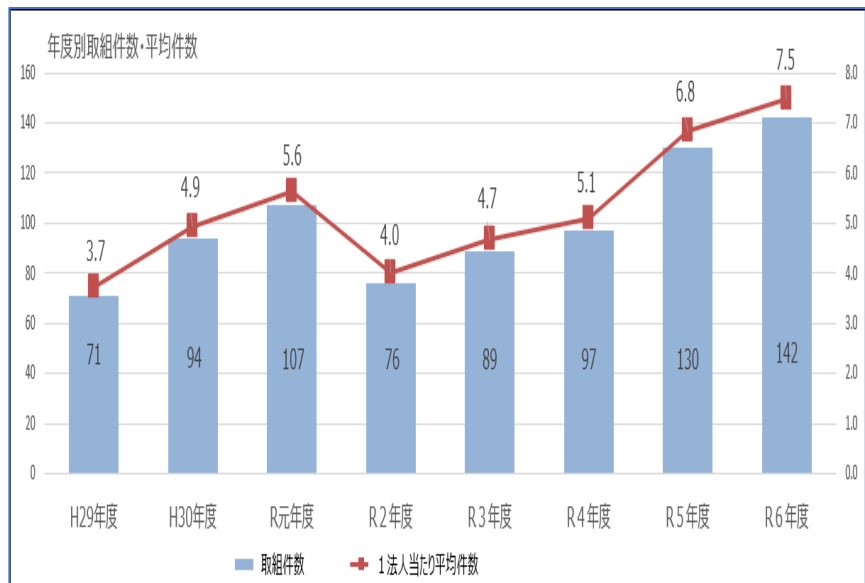
大田区長所轄法人：大田区に法人本部があり、大田区内のみで事業実施する法人。区において、設立・定款変更等の認可及び指導監査の権限を有する。
以下は、大田区長所轄19法人からの届出に基づく集計となる。

【年度別取組件数】

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
所轄法人数	19	19	19	19	19	19	19	19	
取組実施法人数	19	19	19	19	19	19	19	19	
実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
取組件数	71	94	107	76	89	97	130	142	
1法人当たり平均	3.7	4.9	5.6	4.0	4.7	5.1	6.8	7.5	
東 内 京 法 都 人	実施率	(未公表)	(未公表)	97.6%	99.2%	99.3%	99.3%	99.1%	98.9%
	1法人当たり平均	(未公表)	(未公表)	3.7	3.6	3.7	3.9	4.0	4.2

【分類別取組件数】

分類 (現況報告書(国)の分類)	大田区での取組例	R6年度	
① 地域の要支援者に対する相談支援	子育て相談、体験保育、ふれあい広場、育児・出産体験学習	9	6.3%
② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援	配食サービス、フードバンク食材の配送支援	4	2.8%
③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援	-	0	0.0%
④ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供	車椅子貸出、デイフロアの無償貸出	2	1.4%
⑤ 既存事業の利用料の減額・免除	低所得者利用料負担軽減	2	1.4%
⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動	認知症カフェ、お休み処・情報交流の場の提供	6	4.2%
⑦ 地域住民に対する福祉教育	介護予防・フレイル予防活動、小中学生の福祉職場体験	22	15.5%
⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり	おた福祉ネット、地域貢献活動、地域行事参加、地域との交流事業	59	41.5%
⑨ その他	介護従事者研修、実習生の受入、地域への情報提供	38	26.8%
合 計		142	100.0%



※社会福祉法第59条等の規定に基づき、社会福祉法人が所轄庁(区)に届出を行った「現況報告書」により作成

※年度は取組を行った実績年度

※法人ごとの取組内容は資料3-2のとおり